

資料編Ⅱ

関係法令
等

1. 民生委員法

(昭和23年7月29日法律第198号)

改正 昭和24年 5月31日法律第168号
同 28年 8月 1日同 第115号
同 28年 8月15日同 第213号
同 31年 6月12日同 第148号
同 35年 3月31日同 第 37号
同 60年 7月12日同 第 90号
平成 6年 6月29日同 第 49号
同 11年 7月16日同 第 87号
同 11年12月22日同 第160号
同 12年 6月 7日同 第111号
同 13年11月30日同 第135号
同 23年 8月30日同 第105号
同 25年 6月14日同 第 44号
令和 4年 6月22日同 第 76号
同 4年 6月22日同 第 77号

- 第1条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。
- 第2条 民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。
- 第3条 民生委員は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の区域にこれを置く。
- 第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、これを定める。
- 第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。
- 2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当つては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。
- 第6条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当つては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和22年法律第164号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。
- 2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たつては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。
- 第7条 都道府県知事は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適当でないと認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その民生委員推薦会に対し、民生委員の再推薦を命ずることができる。
- 2 前項の規定により都道府県知事が再推薦を命じた場合において、その日から20日以内に民生

委員推薦会が再推薦をしないときは、都道府県知事は、当該市町村長及び地方社会福祉審議会の意見を聴いて、民生委員として適当と認める者を定め、これを厚生労働大臣に推薦することができる。

第8条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。

- 2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者のうちから、市町村が委嘱する。
- 3 民生委員推薦会に委員長1人を置く。委員長は、委員の互選とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第9条 削除

第10条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、3年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 民生委員が左の各号の一に該当する場合においては、厚生労働大臣は、前条の規定にかかわらず、都道府県知事の具申に基いて、これを解嘱することができる。

- 一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - 二 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合
 - 三 民生委員たるにふさわしくない非行のあつた場合
- 2 都道府県知事が前項の具申をするに当たっては、地方社会福祉審議会の同意を経なければならない。

第12条 前条第2項の場合において、地方社会福祉審議会は、審査をなすに際して、あらかじめ本人に対してその旨を通告しなければならない。

- 2 前項の通告を受けた民生委員は、通告を受けた日から2週間以内に、地方社会福祉審議会に対して意見を述べることができる。
- 3 前項の規定により民生委員が意見を述べた場合には、地方社会福祉審議会は、その意見を聴いた後でなければ審査をなすことができない。

第13条 民生委員は、その市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、その職務を行うものとする。

第14条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
 - 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
 - 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- 2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

第15条 民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

第16条 民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

- 2 前項の規定に違反した民生委員は、第11条及び第12条の規定に従い解嘱せられるものとする。

第17条 民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。

- 2 市町村長は、民生委員に対し、援助を必要とする者に関する必要な資料の作成を依頼し、その他民生委員の職務に関して必要な指導をすることができる。

第18条 都道府県知事は、民生委員の指導訓練を実施しなければならない。

第19条 削除

第20条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

- 2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもつて、町村においてはその区域をもつて一区域としなければならない。

第21条から第23条まで 削除

第24条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

- 一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
- 二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
- 三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
- 四 必要な資料及び情報を集めること。
- 五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。
- 六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること
- 2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。
- 3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。
- 4 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる。

第25条 民生委員協議会を組織する民生委員は、その互選により会長1人を定めなければならない。

- 2 会長は、民生委員協議会の会務をとりまとめ、民生委員協議会を代表する。
- 3 前2項に定めるもののほか、会長の任期その他会長に関し必要な事項は、政令で定める。

第26条 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。

第27条 削除

第28条 国庫は、第26条の規定により都道府県が負担した費用のうち、厚生労働大臣の定める事項に関するものについては、予算の範囲内で、その一部を補助することができる。

第29条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下本条中「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下本条中「中核市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市(以下本条中「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

第29条の2 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

- 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

2. 民生委員法施行令

(昭和23年8月10日政令第226号)

改正 昭和 28年 8月 1日政令第145号
同 31年 8月21日同 第265号
同 35年 4月18日同 第103号
同 60年 7月12日同 第225号
平成 6年12月21日同 第398号
同 11年12月 8日同 第393号
同 12年 6月 7日同 第334号
同 18年 9月26日同 第319号
同 25年 6月14日同 第183号

第1条 民生委員推薦会の委員長の任期は、民生委員推薦会においてこれを定める。

- 2 民生委員推薦会の委員の任期は、3年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が左の各号の一に該当する場合においては、任期中であつても、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、これを解嘱することができる。
 - 一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - 二 委員たるにふさわしくない非行のあつた場合
- 4 委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、前項の規定に従い解嘱せられるものとする。

第2条 民生委員推薦会の委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ民生委員推薦会の指定する委員が、その職務を代理する。

第3条 民生委員推薦会の委員長は、民生委員推薦会を招集し、その議長となる。

第4条 民生委員推薦会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

第5条 民生委員推薦会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは、議長がこれを決する。

第6条 民生委員推薦会に幹事及び書記を置き、市町村長がこれを命じ、又は委嘱する。

- 2 幹事は、委員長の命を受けて庶務を整理し、書記は、委員長及び幹事の指揮を受けて庶務に従事する。

第7条 前各条で定めるものの外、民生委員推薦会の委員の定数その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、市町村長がこれを定める。

第8条から第10条まで 削除

第11条 民生委員協議会の会長の任期は、1年とする。

- 2 会長に事故があるときは、民生委員協議会を組織する民生委員があらかじめ互選により定める者が、その職務を代理する。

第12条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、民生委員法第29条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の27に定めるところによる。

- 2 地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）において、民生委員法第

29条の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第174条の49の3に定めるところによる。

3. 滋賀県民生委員・児童委員選任要領

		〔昭和49年9月7日 各市町村長あて〕	滋福第 2216号 滋賀県厚生部長通知
改正	昭和58年 8月18日	滋社第	711号
//	昭和61年 8月24日	滋社第	910号
//	平成58年 8月30日	滋社第	967号
//	平成13年 7月31日	滋健福政第	1329号
//	平成16年 7月27日	滋健福政第	1186号
//	平成19年 7月29日	滋健福政第	1117号
//	平成22年 3月17日	滋健福政第	447号
//	平成27年 3月15日	滋健福政第	325号
//	令和 3年 4月11日	滋健福政第	377号
//	令和 7年 3月10日	滋健福政第	254号

第1 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努めるものである。

第2 民生委員・児童委員の資格要件

1. 民生委員・児童委員として適格な者

民生委員・児童委員の推薦を受ける者の資格については、その資格要件については、民生委員法（昭和23年法律第198号、以下「法」という。）第6条に規定しているが、民生委員の本分（法第1条）、努力目標（法第2条）、職務内容（法第14条）、職務遂行上の心構え（法第15条）および職務上の地位の政治的目的への利用禁止（法第16条）の規定の趣旨の外、おおむね次の各号に掲げる要件を具備する者であること。

また、男女比の極端な偏りがないよう留意するとともに、民生委員・児童委員として将来にわたって積極的な活動を行える者を選任するよう努めること。

なお、新たに選任する場合には、推薦を受ける者の意向を踏まえつつ、できる限り75歳未満の者（ただし、主任児童委員にあってはできる限り65歳未満）を選任するよう努めること。

また、現任の者を推薦する場合は、民生委員・児童委員としての、これまでの活動実績についても民生委員・児童委員活動記録等から具体的に検討して十分勘案すること。

- (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
- (2) その地域に居住しており、その地域の実情を十分承知していることに加え、地域の住民が気軽に相談できる者。

- (3) 児童および妊産婦の保護、保健その他の福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者。
- (4) 健康であって、民生委員・児童委員活動に相当の時間をさくことができる者。
- (5) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行い、職務上知り得た個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができ、また人権問題を正しく理解し、解決のため積極的な活動ができる者。
- (6) 責任感が強く、民生委員児童委員協議会はもとより、地域における各種行事にも積極的に参加する者。
- (7) 積極的に自ら地域住民と接し地域の現状を把握しようとする行動力があり、かつ職務上知り得た個人情報適切に取り扱うことができる者。
- (8) 主任児童委員として推薦を受ける者は、本要領の「第2 民生委員・児童委員の資格要件」に該当し、かつ平成13年11月30日雇児発第762号社援発第2115号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「主任児童委員の選任について」の別添「主任児童委員選任要領」の「2 推薦の基準」(ただし(3)を除く)に該当する者であること。

2. 民生委員・児童委員として不適格な者

選任にあたって次の各号に掲げるような者を選ばないことはもちろんのこと、委嘱後において不適格な要件に該当すると認められた場合には、市町長は民生委員・児童委員に対して適切な指導を行うこと。

- (1) 本来の職業が多忙なため、または病弱等のために、民生委員・児童委員としての職務を十分に行うことができない者。
- (2) 破廉恥罪等民生委員・児童委員たるにふさわしくない非行のある者。(民生委員・児童委員の任期外の期間を含む。)
- (3) 民生委員・児童委員としての立場を自己の政治的目的、営業活動、宗教活動等に利用する恐れのある者。
- (4) 民生委員・児童委員として職務上知り得たことを、みだりに他人に口外する者、またはその恐れのある者。

第3 選任に関する留意事項

- 1. 地区住民に加えて、自治会等の住民自治組織、社会福祉協議会、社会福祉に関する事業や活動を行う法人、ボランティア団体、保健・医療・福祉および教育に関する事業者団体、職能団体等の関係団体にも周知し、民生委員・児童委員制度に対する理解と認識を深めることにより、適格者の確保に努めること。
- 2. 各市町の社会福祉事業の実情、従来の民生委員・児童委員の構成、活動状況等を検討して適格者が得られるよう努めること。
- 3. 直接の関係者による推薦のみならず、関係団体等多方面から幅広く推薦を得るなど、多様な人材の確保に努めること。

なお、候補者本人による推薦についても、民生委員推薦会の選任の対象となるので留意すること。

第4 民生委員推薦会

- 1. 民生委員・児童委員に適任者が得られるか否か、また民生委員活動による社会福祉の増進がはかれるか否かについては、その推薦母体である民生委員推薦会(以下「推薦会」という。)がよくその任務を果たしているかどうかにかかっているものであり、民生委員・児童委員の選考の際には、様々な分野から適任者を確保するように努めること。また、実質的な選考を自治会や町

- 内会に任せる等、推薦会の機能が形式的にならないよう留意すること。
2. 市町長は、推薦会委員と現在の民生委員・児童委員との懇談会を開催する等の方法により民生委員・児童委員に対する理解を深めるよう、積極的かつ具体的に推薦会委員を指導すること。なお、県においても、推薦会委員に対し、民生委員・児童委員の本分、その職務内容、民生委員・児童委員の選任の趣旨、推薦会の任務およびその運営方法について講習会を行う等の方法により指導を行うものとする。
 3. 推薦会において民生委員候補者を推薦する際には、民生委員の地域での円滑な活動を推進する上から、地元自治会の推薦等も考慮することが望ましい。
 4. 市町長が推薦会委員を委嘱するにあたっては、次の事項について特に留意すること。
 - (1) 政治的その他の利害関係で推薦会委員を委嘱してはならないこと。
 - (2) 人権問題に正しい理解を有する者を委嘱すること。
 - (3) 推薦会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。
 - (4) 推薦会委員は、各分野から幅広く委嘱すること。
 - (5) 推薦会委員を各分野から委嘱することは、広く各方面より民生委員・児童委員としての適任者を発見し、推薦することを期待する趣旨であり、それぞれの利益代表を求める趣旨ではないこと。
 - (6) 推薦会委員を民生委員・児童委員として推薦することは、多くの弊害が予想されるので避けること。ただし、現在、民生委員である者が推薦会委員に委嘱された場合には、その者が民生委員・児童委員に推薦されることは、差し支えないこと。
 - (7) 推薦会委員が、その職務上の地位を政党または政治的目的のために利用した場合には解嘱されること。
 - (8) 推薦会委員が欠員となった場合はすみやかに後任を選任し委嘱すること。
 5. 市町の区域が広域であり、推薦会で候補者の適否を十分知ることが困難なため、学校区等地域の実情に応じた適当な区域ごとに候補者の事前審査を行う推薦準備会（以下「準備会」という。）を設置する場合は、準備会の構成は推薦会に準じるようにしたり、準備会委員に対する必要な知識を習得するための機会の提供を徹底すること等により、準備会の適正な運営に配慮すること。また、準備会の設置により推薦会が形骸化することのないよう留意すること。
 6. 推薦会において主任児童委員候補者を推薦する際には、本要領の「第4 民生委員推薦会」の規定に留意し、かつ平成13年11月30日雇児発第762号社援発第2115号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「主任児童委員の選任について」の別添「主任児童委員選任要領」の「3 推薦及び指名手続き」により行うこと。なお、推薦手続きに要する推薦書類様式および指名手続きについては、本要領の「第5 民生委員・児童委員の委嘱」および「第6 民生委員・児童委員の解嘱」により行うこと。
 7. 推薦会の運営に当たっては、次の事項に留意すること。
 - (1) 推薦会の会議は自主的に運営されるとともに、人選に当たっては、具体的な推薦基準を決め、かつ、適任者を調査するに足る資料や意見に基づいて行うこと。
 - (2) 定数を超える候補者を推薦する場合には推薦順位を付けること。また、定数どおり適格者が得られないからといって、推薦基準を満たさない者や、政治的その他の理由で便宜的に不適格者を推薦しないこと。
 - (3) 推薦会の会議は必ず非公開とし、推薦会委員ならびに幹事および書記には議事に関して秘密を厳守させること。
 - (4) 幹事および書記は、市町の職員を充てることが適当であること。
 - (5) 推薦会の会議の状況は、詳細に記録して保存させること。

第5 民生委員・児童委員の委嘱

1. 推薦会が民生委員・児童委員候補者の推薦を行う場合の推薦書類は、市町長を経由すること。
2. 推薦会委員長は、民生委員・児童委員を推薦する場合は、民生委員・児童委員候補者推薦書（様式第1号）に民生委員・児童委員推薦調書（様式第2号）を添えて知事あて提出すること。
3. 推薦会委員長は、主任児童委員として民生委員・児童委員を推薦する場合は、主任児童委員候補者推薦書（様式第1—1号）に主任児童委員推薦調書（様式第2—1号）を添えて知事あて提出すること。
4. 民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱され、辞令が交付されるが、辞令の伝達は知事が行う。また、主任児童委員の厚生労働大臣からの指名に係る辞令についても知事が併せて伝達を行う。
5. 主任児童委員に欠員が生じたことから区域担当の民生委員・児童委員を主任児童委員として指名する場合、または区域を担当する民生委員・児童委員に欠員が生じ、主任児童委員を区域の民生委員・児童委員にする場合は、民生委員・児童委員の解嘱の具申をすることなく、主任児童委員の指名または指名の解除について様式第4号を知事あて提出すること。
6. 民生委員・児童委員が委嘱されたときおよび主任児童委員が指名されたときは、地区住民に氏名、住所、担当区域、担当事項等を周知すること。

第6 民生委員・児童委員の解嘱

1. 法第11条および第12条の規定は、任期中本人の意思にかかわらず民生委員・児童委員を解嘱する場合の規定であって、本人から解嘱の願出があった場合には市町長はこの規定にかかわらず解嘱の具申（様式第3号）をすることができる。
2. 市町長または推薦会は、民生委員・児童委員が法第11条第1項各号の1または第16条の規定に該当すると認めた場合には、その理由を付して解嘱を知事に具申することができる。
3. 民生委員・児童委員として活動している市町（以下「転出前市町」という。）から別の市町に転出した場合は原則、解嘱事由となる。ただし、転出前市町において、居住する者の中から民生委員・児童委員を選出するよう努めるが、それが困難な場合であって、転出前市町または転出前市町の推薦会が、当該民生委員の活動地域の民生委員協議会等の意見を聴取したうえで、以下の（1）～（3）に掲げる要件をすべて満たし、職務を継続できると認める場合には、解嘱事由に該当しない。

その際、地域住民、他の民生委員・児童委員や民生委員協議会への影響が生じないよう、（4）および（5）について留意すること。

- （1） 転出後も近隣地域に居住していること。なお、原則隣接する市町とするが、道路網や公共交通機関の整備・運行状況、生活圏の形成状況等を勘案し、実際に職務を支障なく行えるかの観点を踏まえ総合的に判断すること。
- （2） 民生委員・児童委員として活動を継続する意思があること。
- （3） 担当区域における活動に支障がないこと。
- （4） 当該民生委員・児童委員が不在時において、特定の者や団体に負担が偏らない持続可能なフォー一体制の構築に努めること。
- （5） 転出前市町は、一定期間経過後に、当該民生委員・児童委員の担当区域においての活動について必要に応じて検証を行い、取組の見直しを検討すること。

なお、この取扱いは、例外的に認める際の要件であることから、推薦会において、広く各方面から委嘱された多様な委員構成のもと、様々な視点から十分に検討を行うよう努めること。

4. 民生委員・児童委員の解嘱は厚生労働大臣によって行われ、辞令が交付されるが、伝達は知事が行う。また、主任児童委員の指名の解除にかかる辞令についても知事が併せて伝達を行う。

4. 主任児童委員選任要領

平成13年11月30日 雇児発第762号
社援発第2115号

都道府県知事 厚生労働省
各 指定都市市長 あて 雇用均等・児童家庭局長
中核市市長 社会・援護局長

改正 平成16年 7月 6日 雇児発第0706006号
社援発第0706012号

改正 平成19年 8月10日 雇児発第0810007号
社援発第0810004号

改正 平成22年 2月23日 雇児発0223第3号
社援発0223第6号

1 定数

主任児童委員の定数は、平成13年 6月29日雇児発第433号社援第1145号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の定数基準について」の2の「主任児童委員配置基準表」により算出された数とすること。

なお、地域の学校数や児童数等にも配慮した配置とする等、地域の実情を踏まえた弾力的な運用を行うことも差し支えない。

2 推薦の基準

主任児童委員に指名されるべき者は、昭和37年 8月23日厚生省発社第285号厚生事務次官通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第1 推せんに関する事項」の「1 民生委員児童委員の資格要件」及び平成22年 2月23日雇児発0223第1号社援発0223第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の選任について」の別紙「民生委員・児童委員選任要領」の「第2 民生委員・児童委員の適格要件」に該当し、かつ以下に掲げる基準に照らして主任児童委員にふさわしい者であること。

- (1) 児童福祉に関する理解と熱意を有し、また次に例示する者など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選出すること。
- ① 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者
 - ② 学校等の教員の経験を有する者

- ③ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者
 - ④ 子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA活動等の活動実績を有する者
- (2) 女性の積極的な登用に努め、民生委員協議会における主任児童委員の定数の半数は女性となるよう努めること。
- (3) 原則として、55歳未満の者を選出するよう努めること。

なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので、留意すること。

3 推薦及び指名手続

(1) 推薦手続

主任児童委員を推薦するに当たって、民生委員・児童委員としてふさわしい者を民生委員推薦会で推薦することとなるが、さらに市町村等で独自に「推薦準備会」等を設け推薦会に協力、援助等を行っている場合には、その推薦準備会等のメンバーに常日頃から児童福祉問題に関心を持ち、児童の健全育成活動に関する心構えや必要な知識について十分周知徹底されている者を複数含める等の配慮を行うこと。

また、主任児童委員の指名は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条の規定による推薦に基づいて行い、同法第6条第2項により都道府県知事（指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ。）及び民生委員推薦会が主任児童委員として民生委員の推薦を行う場合には、平成22年2月23日雇児発0223第1号社援発0223第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の選任について」の別紙「民生委員・児童委員選任要領」の様式第1号の「民生委員・児童委員推薦名簿」の備考欄に主任児童委員と記入するなどの方法により当該民生委員が主任児童委員として指名されるべき者である旨を明示しなければならないものとする。

(2) 指名手続

都道府県知事が、昭和37年8月23日厚生省発社第285号厚生事務次官通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第2委嘱に関する事項」の「3委嘱方法」により委嘱に係る辞令の伝達を行う際には、併せて主任児童委員の指名に係る辞令を交付すること。

(3) その他

主任児童委員に欠員が生じたことから区域担当の民生委員・児童委員を主任児童委員に指名する場合、もしくは、区域を担当する民生委員・児童委員に欠員が生じ、主任児童委員を区域担当の民生委員・児童委員にする場合には、民生委員・児童委員の解嘱をすることなく、主任児童委員の指名もしくは指名の解除をすれば足りるものとする。この場合、都道府県知事は様式第1号をもって行うこととなるが、辞令の伝達は、平成13年11月30日厚生労働省発雇児第414号厚生労働事務次官通知「主任児童委員の選任について」の「2 推薦及び指名手続」により、都道府県知事において行うこと。

5. 児童委員の活動要領

昭和55年9月13日 児発第721号

厚生省児童家庭局長通知

改正 平成13年11月30日 雇児発第 763号

同 16年11月 8日 雇児発第1108001号

第1 児童委員の任務と心構え

1 児童委員の任務

(1) 地域における活動の推進

児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進に関する地域の自主的な活動の中心として、住民、団体と協力してその推進を図り、児童福祉施設、地域において児童の健全育成を行う者等と連携し、これを支援するとともに、児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努める。

(2) 関係機関との連携・協力

児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進に関し、都道府県、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携し、その業務に積極的に協力する。

なお、児童委員はそれぞれの区域を担当するものとされているところであるが、その担当区域をまたがる事案については、当該区域を担当する児童委員と連携・協力する。

2 児童委員の心構え

(1) 使命の重要性の認識と知識、技術の向上

地域における児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進を図るという任務にかんがみ、その使命の重要性について認識を深めるとともに任務の遂行に必要な福祉に関する制度、サービスについての知識、相談等についての技術を高める。

(2) 住民、関係機関との円滑な関係

地域住民、団体、関係機関等との良好な関係を維持することにより、円滑かつ効果的な活動を行うことができる基盤をつくる。

(3) 誠意と奉仕の精神

問題を客観的、総合的に把握し、適切な判断に基づく支援が進められるよう、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携しつつ、誠意と奉仕の精神をもって適切に対処する。

(4) 住民の立場に立った活動

支援を必要とする児童、妊産婦、母子家庭等の人権を尊重し、児童及び保護者の立場に立ち、その立場を理解し、お互いの信頼関係を基礎に支援することを原則とする。また、職務上知り得た秘密が十分保護されるよう留意しながら、社会福祉及びその他の多様な社会資源の提供に努める。

第2 児童委員の活動

1 実情の把握と記録

(1) 地域の実情の一般的把握

児童委員は、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等と連携する等の方法により、地域

住民の生活実態等を適切に把握しておく。

併せて、児童委員制度を周知すること等により、地域の実情が的確に把握できるよう努める。

(2) 具体的問題の把握

担当地域において保護を必要とする児童、妊産婦、母子家庭等の発見に努め、その抱える問題を的確に把握する。また、市区町村長、児童相談所長、地域の関係機関等から調査等を依頼された場合においては、的確に実情を把握し、依頼者に対し報告する。

(3) 記録とその活用

把握した問題、状況等について、その後の児童委員活動に活用するため、別添の児童票を参考に正確に記録を行うよう努める。

なお、個人の秘密の保持には十分留意する。

2 相談・支援

担当区域内の児童、妊産婦、母子家庭等について相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設、サービス等について助言し、問題の解決に努める。特に専門的な判断、治療、処遇等を必要とする問題については、速やかに適切な関係機関の援助が受けられるよう連絡・調整を行う。

相談・支援の代表的な事例としては、次のようなものがある。

(1) 手当等の受給、貸付金の借受に関する事実確認と支援

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、福祉手当、母子福祉資金貸付金等の制度の周知に努めるとともに、これらの手当等の受給、借受に当たって必要とされる事実確認を依頼されたときは、これに協力するとともに、これらの手当等の適正な受給等につき、関係の職員や相談員と協力して支援を行う。

(2) 保護を必要とする児童等に対する助言、支援

担当地域の保護を必要とする児童及び保護者、妊産婦、母子家庭等に対して、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る施設やサービス等について助言するとともに、必要に応じて関係機関の援助が受けられるよう、支援を行う。特に児童に関する専門的な相談・指導が必要と考えられる場合については、児童相談所との連携・調整を行う。

(3) 委託による指導

都道府県知事又は児童相談所長の措置により、児童やその保護者の指導が委ねられたときは、当該関係機関から指導上の資料を得て、それを参考に指導する。

(4) 施設に入所中の児童の家庭等及び施設から退所した児童等に対する支援

児童福祉施設に入所中の児童の家族等について、また施設から退所する児童及びその家族等について施設長、児童相談所長等から連絡があったときは、その児童及び家庭の状況に留意し、学校等の関係機関と連絡を密にして、その保護、支援に努める。

(5) 里親の開拓への協力

里親制度の周知を図り、里親となることを希望する者を適宜児童相談所等に連絡するなど、里親の開拓に協力する。

(6) 妊産婦、乳幼児の保護者に対する助言

① 妊婦に対し、妊娠の届出や母子健康手帳の活用について助言するとともに、妊娠中及び産後の定期的な保健指導を受けるよう勧奨する。

② 市区町村及び保健所における健康診査、健康相談、訪問指導等の活用について助言する。

3 児童の健全育成のための地域活動

地域において児童の健全育成を行う者等と連携し、次のような活動を行い、児童の健全育成のための地域活動に対する地域住民の参加を促進し、児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努

める。

(1) 児童の健全育成のための地域活動の促進

- ① 児童館、母親クラブ、放課後児童クラブ、子育てサークル、子ども会等、児童の健全育成に関する活動に対し援助・協力する。また、地域におけるボランティア活動への児童の参加を促進・支援する。
- ② 児童虐待防止ネットワークや少年サポートチームの活動に対し、進んで参加するとともに、地域における健全育成関係の協議会等へ積極的に関与する。
- ③ 地域における子育て支援活動を推進するため、市町村等の行う子育て支援における総合的なコーディネート業務や、保育所等を拠点とした地域における子育てネットワークづくりの促進のために必要な援助・協力をを行う。

(2) 母子保健組織の育成等

地域母子保健組織、愛育班等の活動の推進に努めるとともに、それらの行う保健活動に対し援助・協力する。

(3) 児童福祉文化財の健全化と地域環境の浄化

- ① 児童福祉文化財の健全化を図るため、都道府県及び市町村児童福祉審議会の推せん、勧告の機能が活発に発揮されるよう地域の具体的資料を収集し、関係機関に提供する。
- ② 俗悪な広告や成年向け雑誌の自動販売機等について必要がある場合には、関係機関の助言を得つつ、その経営者等に対し撤去等を要請する等地域の環境の改善、浄化に努める。

(4) 施設の設置及び児童の居場所の確保の促進等

児童の居場所の確保のため、児童館、放課後児童クラブ等の設置等について住民及び関係機関と協議を行い、地域の実情に応じ、その設置等を促進する。

(5) 事故等の防止

交通事故をはじめ、家庭内外の事故や犯罪から児童を守るため、家庭及び地域の環境が危険な状態のまま放置されることのないよう地域住民等の注意を喚起し、危険な環境の排除又は改善に努める。

また、児童の自殺の問題についても、児童相談所、福祉事務所、学校等の関係機関と密接な連携をとり、自殺の未然防止に努める。

(6) 児童の非行防止

喫煙、飲酒、家出、性的非行、暴走運転、脅迫、窃盗、暴行、放火等児童の非行や犯罪の早期発見と未然防止を図るため、そのおそれのある児童の把握とその補導、更生に努める。また、学校、PTA、補導団体、警察、町内会、自治会等との密接な連携のもとに、児童をとりまく家庭及び地域環境の改善、整備に努める。

4 児童虐待への取り組み

近時、児童虐待による死亡事故が後を絶たず、また、児童相談所等に対する虐待の相談件数も増加の一途をたどっていることから、児童虐待防止対策についての積極的な活動を行う。

(1) 発生予防

子育て中の保護者等の身近な相談者、聞き役、支え役として、子育てに関する相談に応じるとともに、地域の子育て支援活動への参加・協力をを行いながら子育て中の保護者等に対し当該活動への参加を勧奨し、関係機関と連携を図りながら保護者等を支援すること等により、児童虐待の発生を予防する。

(2) 早期発見・早期対応

児童の福祉に職務上関係のあることを認識し、地域住民、関係機関等と密接に連携して児童虐待の早期発見に努め、これを発見した場合においては、児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等

に関する法律第6条に基づき速やかに通告を行い、児童相談所、福祉事務所等の関係機関との連携により早期対応を図る。なお、児童福祉法第29条及び児童虐待の防止等に関する法律第9条に基づく立入調査の実施に当たって関係機関から協力依頼を受けた場合は、積極的に情報提供を行う等これに協力すること。

(3) 再発防止

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携し、一時保護所、児童養護施設等の退所後等についても、定期的な相談や地域で見守りを行うなどにより児童虐待の再発防止やフォローアップを行う。

(4) 児童虐待防止ネットワークへの参画

住民に最も身近な市区町村において、子ども・家庭に関わる多くの機関が参加する虐待防止ネットワークに積極的に参画する。

5 意見具申

(1) 市町村長等から意見を求められた場合の意見具申

法令、通達の定めるところにより児童等に係る措置、それに要する費用負担等について、都道府県知事、市町村長等から意見を求められたときは、事実に基づき児童等の福祉増進の観点から適切な意見を述べこれに協力する。

(2) 自発的な意見具申

児童等に関する施策及びその実施について児童等の福祉の増進の観点からその改善が必要と料する場合は、児童委員協議会又は主任児童委員を通じて関係機関に対し、建設的な意見を提出する。

6 連絡通報

保護者のいない児童、虐待を受けていると思われる児童、母子生活支援施設等による保護を必要とする母子家庭等、保護の必要な児童、妊産婦、母子家庭等を発見又は発見した者からの通告の依頼を受けたときは、その問題の所在、背景等を速やかに市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等適切な機関に連絡通報する。

児童、妊産婦、母子家庭等に関し、必要な事項の状況を児童相談所長に通知するときは、原則として市町村長を経由するものであるが、児童虐待のおそれがあるなど直ちに児童相談所の対応が必要と認められる緊急の場合には、児童相談所長に直接通知し、その後速やかに市町村長に報告する。

第3 主任児童委員の活動

主任児童委員は民生委員・児童委員のなかから指名され、児童福祉に関する事項を専門的に担当するものとされており、原則として区域を直接担当しない取扱いとされているが、地域で発生する個別事案についても、当該区域を担当する児童委員と適宜連携を図り、積極的に対応することが求められている。主任児童委員として、児童委員の活動のほか、以下に掲げる事項について活動することが求められている。

1 関係機関と児童委員との連携

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所、学校、教育委員会等の関係機関との連絡を密接にし、児童及び児童を取り巻く家庭環境・社会環境について児童委員と連携して詳細な情報収集を行う。

また、地域における児童健全育成事業や母子保健活動等の推進に関しては、関係機関、特に児童館活動や母親クラブ等の関係者と密接に連携し、さらに健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関しては、地域ぐるみで子育てを行うための啓発活動を企画し、活動の実施に当たっては、

その中心的な役割を果たし、関係機関及び児童委員と連携して積極的に活動する。

2 児童委員への援助・協力

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関からの個別事案にかかる調査・支援等の依頼については、原則として児童委員に対して行われるものであるが、この活動に対し積極的に援助・協力するものであること。

また、個別事案を扱う必要がある場合においては、当該区域を担当する児童委員と調整・相談のうえ、協力して、これを行うものであるが、緊急を要する等事案の内容によっては、当該区域を担当する児童委員と連絡・調整を図りながら、主任児童委員が主体的に当該事案を扱うことも必要であること。

3 民生委員としての活動

主任児童委員は、生活保護法、身体障害者福祉法、老人福祉法などの行政事務への協力に関しでは、制度の周知徹底等を行うにとどめ、主任児童委員としての活動を実施することに伴い、これらの法律に基づく個別世帯に対する援助・協力等が必要となることを発見した場合には、速やかに当該世帯が生活する区域を担当とする民生委員に連絡し、必要な援助・協力を要請し、自らは個別世帯に対する援助・協力等を行わないことを原則とする。

第4 児童委員協議会

児童委員相互の連携の強化及び任務の遂行に必要な知識・技術の向上を図るため、民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会ごとに児童委員協議会を組織するとともに、具体的事例に則した事例研究等を行い、その資質の向上を図るなど、その活動の充実強化を図る。

児童委員協議会は児童委員相互の連絡を図り、児童福祉のための各種の協議を行うために、民生委員協議会の開催と同時に開催することが望ましい。

6. 子どもの虐待防止に関する主任児童委員活動指針

平成14年（2002年）3月25日

滋賀県・滋賀県民生委員児童委員協議会連合会

1. 指針の目的

子どもの虐待が大きな社会問題となる中、主任児童委員は、子どもの福祉に関する事項を専門的に担当する者として、その活動がますます期待されてきています。平成13年11月には「児童福祉法の一部を改正する法律（平成13年法律第135号）」が公布、施行され、主任児童委員活動の一層の活性化を図ることを目的に、主任児童委員が法律上明確に位置づけられました。

こうした状況を踏まえ、当指針では子どもの虐待防止のために主任児童委員に特に期待される活動内容や方法を明確にし、主任児童委員がこれに取り組むことによって、子どもの虐待を防止し、尊い子どもの命を守るための一助とするものです。

2. 指針の性格

この指針は、「児童福祉法」および厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童委員の活動要領の改正について（平成13年11月30日付け雇児発第763号）」により示された「児童委員の活動要領」を基本にしつつ、これらを補完するものとして、子どもの虐待防止に関して主任児童委員が取り組むべき活動内容や方法を、滋賀県および滋賀県民生委員児童委員協議会連合会が独自に示すものです。

3. 活動内容

主任児童委員は、子どもの虐待防止のための実践的な活動方法や技法等を取得するための研修等に積極的に参加することによって、子どもの虐待防止活動の質を高めるとともに、（仮称）児童虐待防止地域協力員として、地域における子どもの虐待の相談、通報窓口として、以下の活動に取り組みます。

(1) 虐待予防活動の推進

主任児童委員は、子どもの虐待予防の環境づくりのため、区域担当の児童委員や関係者と協力して、次の活動を推進します。

○子育て支援活動

子どもへの関わりについて学習する場や情報交換ができる場、子育てにおいて同じような悩みや問題を抱えた母親等が話し合える場などの設定に努力するとともに、これらの情報を提供し参加を促すなど、子育てが孤立化しないよう支援に努めます。

○啓発活動

地域ぐるみでの子どもの虐待防止の取り組みが高まるよう、子育て支援活動へ積極的に参加し、子どもの虐待防止のための啓発活動や子育てに関する相談活動を継続的に行うほか、地域の人々に対する啓発活動に努めます。

(2) 情報収集の強化

主任児童委員は、子どもと子どもを取り巻く家庭環境や社会環境の実態についての詳細な情報を収集するため、次の活動を積極的に行います。

○定期的な訪問等による情報収集活動

原則、月に1回は子どもの虐待の早期発見の場所となる保育所・幼稚園・小学校・中学校等を

訪問するなど、情報収集に努めるとともに、これらの機関の教職員等との連携に努めます。

○情報交換活動

上記の情報収集活動などで知り得た情報については、各単位民生委員児童委員協議会で必ず報告するなど、区域担当の児童委員との共有に努めます。その際、守秘義務の徹底には十分留意します。

(3) 虐待事例への早期対応

主任児童委員は、情報収集活動等を通じて、子どもの虐待の早期発見に努めます。子どもの虐待を発見した場合は、速やかに次の対応等を行います。

○緊急を要する事例における早期対応

親子の分離や専門的指導を要すると思われ、緊急に対応する必要があると考えられる事例については、主任児童委員自らが、子ども家庭相談センターや地域振興局等に通告を行うなどの柔軟かつ迅速な対応に努めます。

○関係機関（者）との連携の強化

虐待事例への適切な対応や支援を行うため、市町村児童福祉主管課に対し、区域担当の児童委員や各単位民生委員児童委員協議会会長・副会長、子ども家庭相談センター、その他の関係機関等によるケース会議（以下「ケース会議」という。）の開催を要請するとともに、本ケース会議の開催に協力するなど、関係機関や関係者との連携の強化に努めます。

(4) 虐待へ発展する恐れのある事例への対応

主任児童委員は、子どもの虐待に発展する恐れがあると思われる事例を発見した場合は、次の対応を行います。

○児童委員との連携による早期対応

区域担当の児童委員および各単位民生委員児童委員協議会会長に連絡し、早期対応について協議します。

この場合において、各単位民生委員児童委員協議会会長が主任児童委員を中心に対応した方がよいと判断した場合は、主任児童委員は区域担当の児童委員の協力のもとに、市町村児童福祉主管課と連携して、子どもの安全確認や地域の人的資源の利用、保護者への必要な援助など早期対応にあたります。

なお、対応状況については、必要に応じてケース会議で報告するなど、関係機関や関係者に周知を行います。

(5) 虐待を受けた子どもや虐待を行った保護者等の調査および支援

主任児童委員は、地域の実情に応じて、自らもしくは区域担当の児童委員と連携して、当該家族等の人権に配慮しつつ積極的に以下の活動に取り組みます。

○家族および家族を取り巻く状況の把握

子ども家庭相談センターや市町村児童福祉主管課等による、地域での家族の生活状況や援助者の有無などについての調査に積極的に協力するなど、家族および家族を取り巻く状況の把握に努めます。

○虐待を受けた子どもの円滑な児童福祉施設利用のための協力

虐待を行っている保護者に対して、信頼関係を形成しながら、施設の機能を懇切に伝え、子どもの施設入所に対する理解を得ることや入所のための準備などについて、児童福祉司が行う指導に協力します。

○子どもが児童養護施設等に入所しているケースの保護者への援助

親子関係の回復のため、保護者の面会や子どもの一時帰省などについて、子ども家庭相談センターや児童養護施設等との連携を図りながら、訪問等による援助を継続的に行います。

○子どもが児童養護施設等を退所した後の援助

子どもの学校等への復帰や地域との関係修復について、保護者や関係者等への援助を行います。

○再発防止のためのフォローアップ

子ども家庭相談センターや市町村児童福祉主管課などから継続的な観察・情報の提供についての協力依頼があれば、積極的に調査に協力するなど、子どもの虐待の再発を防ぐための協力および保護者や関係者等への援助を継続的にを行います。

なお、この活動指針については、本指針に基づく主任児童委員の活動の状況等を踏まえ、必要に応じ見直すこととします。

7. 児童虐待の早期発見のためのチェックリスト

(1) 子どもの様子

- ☐ 子どもや保護者の説明と一致しないような不自然な外傷（特に首や顔の打撲、火傷など）が見られる。
- ☐ 極端にやせている等、栄養失調状態にある。
- ☐ 季節にそぐわない服装をしていたり、衣服がいつも汚れている。特に他のきょうだいとの差がみられる。
- ☐ 極端に不潔だったり、異臭を感じる。
- ☐ 犬、猫など動物を虐待する。
- ☐ 表情が乏しく、無表情、大人（保護者）を見ると脅えたり、表情がおどおどした素振りを見せる。
- ☐ 友達と一緒に遊べなかったり、孤立する。
- ☐ 他者を攻撃的に叩く、蹴るなど乱暴な行動を見せる。
- ☐ 他者に執拗に甘えたり、金品をねだる。
- ☐ 保護者がいると顔をうかがう反面、保護者がいなくなると全く保護者に関心を示さなくなったり、笑顔を見せたりする。
- ☐ 大人（保護者）の意図を察知して行動する。
- ☐ 大人（保護者）に対して執拗な警戒心を見せる。
- ☐ 子どもだけで食事をしていたり、食事をきちんと取っていない。
- ☐ 性交の真似をしたり、他者の性器を触るなどの性的行動を有する。
- ☐ 夜遅くまで外で遊んでいたりと、徘徊している。
- ☐ 理由もなく保育所や幼稚園・学校を休んでいる。

(2) 保護者の様子

- ☐ 子どもの健康や安全に対する配慮がなされていない。
- ☐ 衣類、寝具などが不衛生な状態にある。
- ☐ 長期不在、所在不明な状況にある。
- ☐ 乳幼児を長時間放置して外出する。
- ☐ 朝遅くまで寝ていたり、子どもに食事を与えなかったりする。
- ☐ 心身ともに疲労して、育児ノイローゼなどの養育困難な状況にある。
- ☐ 精神疾患もしくは、アルコール依存症や薬物依存症などがあり、子育てが負担となっている。
- ☐ 転職や失業などを繰り返し、また、低収入、借金など経済的困窮状態にある。
- ☐ 地域や親族との交流がなく、孤立状態にある。
- ☐ 夫婦関係や家族関係に葛藤が強く、人間関係に問題を有する。
- ☐ 他者に攻撃的だったり、執拗な被害者意識を見せる。また、第三者の介入を拒否する。
- ☐ 極端に偏った育児観や教育観を押しついたり、体罰を肯定している。
- ☐ 子どもや他人に癇癪を爆発させることが多い。
- ☐ 日常的に子どもの悲鳴、叩く音、泣く声を聞く。また、体罰の現場を目撃する。

8. 滋賀県子ども基本条例

(令和7年滋賀県条例第3号)

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 子どもの意見の尊重等（第9条・第10条）

第3章 子どもの権利の救済（第11条－第14条）

第4章 滋賀県子どもの権利委員会（第15条・第16条）

第5章 県民の関心および理解の増進ならびに社会的気運の醸成等（第17条・第18条）

第6章 基本計画等（第19条・第20条）

第7章 滋賀県子ども若者審議会（第21条・第22条）

第8章 推進体制の整備（第23条）

第9章 雑則（第24条・第25条）

第10章 罰則（第26条）

付 則

子どもは、個人として尊重され、一人ひとりが様々な個性や能力を持ったかけがえない存在である。

子どもは、大人と共に社会を構成する一員であって、あらゆる場所でその意見が尊重されなければならない。

子どもは、今を生きる大切な存在であるとともに、次代の社会を担う存在であって、明日の滋賀の希望である。

児童の権利に関する条約は、子どもに対するあらゆる差別の禁止、子どもの生命、生存および発達に対する権利の保障、子どもの意見の尊重ならびに子どもの最善の利益の確保を原則としており、子どもの権利が守られる社会を実現することが求められている。

そのため、子どもと大人には、子どもの権利について学び、考え、行動することが期待されている。

特に、大人は、子どもに対して分かりやすく子どもの権利を伝えるとともに、子どもの立場に立って、子どもの意見に耳を傾け、適切に応答する責任がある。そして、子どもには、自分がかけがえない存在であることや、自分以外の子どもにも同じ権利があることを理解し、互いの権利を尊重することが求められている。

さらには、子どもの持つ大いなる可能性が限りなく広がるように、県はもとより、国、市町、保護者、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体、県民といった多様な主体が相互に連携および協力をし、社会全体で子どもの権利を守っていかなければならない。

私たちは、障害のある子ども、外国につながりを持つ子ども、いじめ、虐待、貧困等といった困難な状況に置かれた子どもなど様々な子どもがいる中、自由や平和の基礎を成すものとして子どもの権利を国際的に保障しなければならないことを定める児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの権利を守り、誰一人取り残すことなく、滋賀の全ての子どもが自分らしく、健やかに、安心して育ち、子どもと子どもを取り巻く全ての人が笑顔で幸せに暮らすことができる滋賀の実現を目指すことを決意し、ここに滋賀県子ども基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利が守られる社会づくりに関し、基本理念を定め、および県等の責務を明らかにするとともに、子ども施策の基本となる事項等を定め、子ども施策を総合的かつ計画的に推進すること等により、もって子どもの権利が守られ、全ての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この条例において「子ども施策」とは、子どもの権利が守られる社会づくりのために必要な子どもに関する施策およびこれと一体的に講ずべき施策をいう。

3 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、個人として尊重され、その基本的人権が保障される存在であるとともに、差別的取扱いを受けることがない権利を有する存在であるとの認識の下に、推進されなければならない。

2 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長および発達ならびにその自立が図られることその他の福祉に係る権利ならびに教育を受ける権利を有するものであるとの認識の下に、推進されなければならない。

3 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する権利および多様な社会的活動に参画する権利を有するものであるとの認識の下に、推進されなければならない。

4 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、その年齢および一人ひとりの発達の段階に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを旨として、推進されなければならない。

5 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもが、信頼できる人や居場所を見つけ、自由に気持ちを伝え、他者の権利を尊重しながら、主体的に社会の形成に参画することができるよう、推進されなければならない。

6 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもへの支援が、子どもの年齢および一人ひとりの発達の段階に応じて切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。

7 子どもの権利が守られる社会づくりは、国、県、市町、保護者（父母その他の保護者をいう。以下同じ。）、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体および県民の相互の連携および協力の下に、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの権利を守ることを旨として子ども施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

2 県は、子ども施策の策定および実施に当たっては、国、市町、保護者、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体および県民との適切な役割分担を踏まえるとともに、相互に連携し、および協力するものとする。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができ

るよう、子どもを育まなければならない。

(学校等の責務)

第6条 学校等は、教育を受ける権利および福祉に係る権利を実現するための重要な場であることを踏まえ、基本理念にのっとり、子どもの年齢および発達段階に応じ、一人ひとりが抱える困難や課題に向き合い、個性の発見、可能性の伸長および能力の発達に資するよう、子どもへの支援を行わなければならない。

2 学校等は、基本理念にのっとり、学校等において自己に直接関係する全ての事項に関して子どもが意見を表明することができる環境の整備に取り組まなければならない。

3 学校等は、基本理念にのっとり、学校等および地域における子どもの社会的活動への参画を促進しなければならない。

学校等は、基本理念にのっとり、子どもが安心して楽しく過ごすことができる魅力ある環境となるために必要な取組を行わなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する子どもの健康および福祉の確保への配慮、保護者をはじめとするその雇用する労働者の職業生活および家庭生活の充実を図るための雇用環境の整備その他の子どもの権利が守られる社会づくりに関する取組を行うよう努めなければならない。

(県民の責務)

第8条 県民は、基本理念にのっとり、子どもの権利に対する関心と理解を深めるよう努めるとともに、それぞれの立場において、子どもの権利が守られる社会づくりに関する取組を行うよう努めなければならない。

第2章 子どもの意見の尊重等

(子どもの意見の尊重)

第9条 県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもに影響を及ぼす事項に関して子どもの意見を聴き、その意見を尊重することが、社会全体で推進されるよう努めなければならない。

2 県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもに影響を及ぼす事項に関して子どもの意見を聴く場合には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 子どもが意見を表明するために提供される情報は、子どもにとって十分で、かつ、分かりやすいものであること。

(2) 子どもが意見の表明を強要されないこと。

(3) 表明された子どもの意見が尊重されること。

(4) 意見を聴く内容が子どもの生活に関連する内容であることが子どもに理解されること。

(5) 子どもが意見を表明しやすい環境が整備されること。

(6) 全ての子どもに対して均等な機会が提供されること。

(7) 子どもの意見の表明を効果的に促進するために必要な措置が講じられること。

(8) 子どもが安全に意見を表明することができるよう、匿名性の確保その他の必要な措置が講じられること。

(9) 子どもの意見に対して適切に応答がされること。

3 県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもの意思をくみ取り、その子どもの意見を必要に応じて代弁するよう努めなければならない。

4 県は、子どもの意思をくみ取り、その子どもの意見を必要に応じて代弁することができる者の育成を推進するものとする。

- 5 県は、子ども施策の策定、実施および評価に当たっては、当該子ども施策の対象となる子どもの意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子どもの社会的活動への参画の促進)

第10条 県は、子どもの社会的活動への参画が学校等、地域等において促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 子どもの権利の救済

(子どもの権利の侵害に関する相談)

第11条 何人も知事に対し、子どもの権利の侵害に関する相談（次項および次条において「相談」という。）の申出をすることができる。

- 2 知事は、相談の申出があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 相談に応じ、必要な助言および情報の提供を行うこと。

- (2) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

(調査および調整の申立て)

第12条 相談の申出をした者は、相談をしてもなお相談に係る事案（以下「相談事案」という。）の解決が見込めないときは、知事に対し、当該相談事案の解決のための調査または調整（以下「調査等」という。）を申し立てることができる。

(調査等)

第13条 知事は、前条の規定による調査等の申立てがあったときは、滋賀県子どもの権利委員会に調査等を求めるものとする。

- 2 滋賀県子どもの権利委員会は、前項の規定による調査等の求めがあったときは、当該調査等の求めに係る相談事案（以下「対象事案」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、調査等を行うものとする。

- (1) 調査等の必要がないと認めるとき。

- (2) その性質上調査等を行うことが適当でないと認めるとき。

- 3 滋賀県子どもの権利委員会は、子どもの権利の侵害の疑いがあると自ら認める事案（対象事案を除く。）がある場合は、知事の同意を得て、当該事案について調査等を行うことができる。

- 4 滋賀県子どもの権利委員会は、調査等を行う場合には、あらかじめ対象事案または前項の事案（以下「対象事案等」という。）に係る権利の侵害を受けた疑いがある子どもおよびその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもの置かれている状況その他の事情により当該子どもまたはその保護者の同意を得る必要がないと認める場合は、この限りでない。

- 5 滋賀県子どもの権利委員会は、調査等のために必要があると認めるときは、対象事案等の当事者（前条の規定により調査等を申し立てた者を含む。以下同じ。）その他の関係者に説明を求め、もしくはその意見を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(報告等)

第14条 滋賀県子どもの権利委員会は、調査等を行ったときはその結果を、調査等を行わないこととしたときはその旨を、知事に報告するものとする。

- 2 滋賀県子どもの権利委員会は、調査等の結果に基づき必要があると認めるときは、知事に対し、次に掲げる措置を講ずよう求めることができる。

- (1) 対象事案等に関し必要な措置を講ずること。

- (2) 対象事案等の当事者その他の関係者に対し当該対象事案等に関し必要な意見を述べること。

第4章 滋賀県子どもの権利委員会

(滋賀県子どもの権利委員会)

第15条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県子どもの権利委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、子どもの権利の侵害に関する事項について調査審議する。
- 3 委員会は、前項の調査審議を行うほか、子どもの権利の侵害に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
- 4 委員会は、知事の求めに応じて、第17条第1項に規定する施策の実施について必要な協力を行うものとする。

(委員会の組織等)

第16条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 6 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 7 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 8 委員および専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 県民の関心および理解の増進ならびに社会的気運の醸成等

(県民の関心および理解の増進ならびに社会的気運の醸成)

第17条 県は、子どもの権利および子ども施策に対する子どもをはじめとする県民の関心と理解を深めるとともに、子どもの権利を守る社会的気運が醸成されるよう、この条例および児童の権利に関する条約ならびに子ども施策の趣旨および内容に関する広報活動および啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、子どもにとって分かりやすい情報を提供するものとする。

(子どもの権利が守られる社会づくりの推進に関する相談)

第18条 知事は、子どもの権利が守られる社会づくりに関する事項（子どもの権利の侵害に関する事項を除く。第21条第2項および第3項において同じ。）について、保護者、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体および県民から相談の申出があった場合は、次に掲げる措置その他当該申出の適切な処理を行うものとする。

- (1) 相談に応じ、必要な調査、助言および情報の提供を行うこと。
- (2) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

第6章 基本計画等

(基本計画の策定)

第19条 知事は、子ども施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」

という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 子ども施策の基本的な考え方
 - (2) 子どもおよび保護者等に対する具体的な施策
 - (3) 子どもの権利および子ども施策に対する関心と理解の増進に関する事項
 - (4) 子ども施策の目標
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、子どもをはじめとする県民その他の関係者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、滋賀県子ども若者審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

(施策の実施状況の公表)

第20条 知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施の状況を滋賀県子ども若者審議会に報告するとともに、公表しなければならない。

第7章 滋賀県子ども若者審議会

(滋賀県子ども若者審議会)

第21条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県子ども若者審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、第19条第4項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第4項各号に掲げる事項および子どもの権利が守られる社会づくりに関する事項について調査審議する。
- 3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、子どもの権利が守られる社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第22条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 6 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識および経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 7 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 8 委員および臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 9 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 推進体制の整備

第23条 県は、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るものとする。

第9章 雑則

(財政上の措置)

第24条 県は、子ども施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(規則への委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第10章 罰則

第26条 第16条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3章、第4章および第10章ならびに付則第5項および第6項の規定は、同年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第16条第2項の規定による委員会の委員の任命に関し必要な行為は、前項ただし書に規定する規定の施行の日前においても、同条第2項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和7年9月30日までの間（以下「特定期間」という。）における第18条の規定の適用については、同条中「事項（子どもの権利の侵害に関する事項を除く。第21条第2項および第3項において同じ。）」とあるのは、「事項」とする。
- 4 この条例の施行の際現にされている付則第9項の規定による廃止前の滋賀県子ども条例（平成18年滋賀県条例第3号）第13条第1項の相談の申出（同項の処理を終えたものを除く。）は、前項の規定により読み替えて適用される第18条の相談の申出とみなす。
- 5 特定期間にされた付則第3項の規定により読み替えて適用される第18条の相談の申出（前項の規定により同条の相談の申出とみなされたものを含む。）（同条の処理を終えたものを除き、子どもの権利の侵害に関する事項に係るものに限る。）は、第11条第1項の相談の申出とみなす。
- 6 付則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に行われた審議会に係る諮問、答申その他の行為（子どもの権利の侵害に関する事項に係るものに限る。）は、委員会に係る諮問、答申その他の行為とみなす。
- 7 この条例の施行の際現に付則第10項の規定による改正前の滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）別表第1項の表に掲げる滋賀県子ども若者審議会の委員である者は、この条例の施行の日、第22条第2項の規定により審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における同条例第2条第2項の規定により任命された滋賀県子ども若者審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 8 この条例の施行の際現に策定されている淡海子ども・若者プランは、第19条第1項に規定する基本計画とみなす。

(滋賀県子ども条例の廃止)

- 9 滋賀県子ども条例は、廃止する。

(滋賀県附属機関設置条例の一部改正)

- 10 滋賀県附属機関設置条例の一部を次のように改正する。
別表第1項の表滋賀県子ども若者審議会の項を削る。

9. 滋賀県人権尊重の社会づくり条例

(平成13年3月28日)

(滋賀県条例第27号)

滋賀県人権尊重の社会づくり条例をここに公布する。

滋賀県人権尊重の社会づくり条例

すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳および権利について平等である。

すなわち、私たち一人ひとり、様々な個性をもったかけがえのない存在であり、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障害、疾病等により人権の享有を妨げられることなく、個人として尊重されなければならない。そして一人ひとりの多様性が認められ、それぞれのもつあらゆる可能性が発揮される機会が与えられなくてはならない。

同時に、私たちはこのような自由と権利を行使するに際しては、他者の自由や権利を認め合い、相互に尊重しなければならないという義務を負っている。

こうした認識に基づいて、現在および将来の世代にわたり、豊かな自然に恵まれ環境を大切にする滋賀に、人間としての尊厳が保障され、すべての人の人権が尊重される社会をつくりあげることは、私たちみんなの願いであり、また責務である。

私たち滋賀県民は、21世紀の初頭に当たり、人権が尊重される社会づくりを進めるために不断の努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権が尊重される社会づくりに関し、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりを推進するための基本となる事項を定めることにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権が尊重される社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

2 県は、人権施策の推進に当たっては、国および市町との適切な役割分担を踏まえて、これを行うとともに、必要な調整に努めるものとする。

(県民および事業者の責務)

第3条 県民および事業者は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において、人権が尊重される社会づくりに寄与するように努めなければならない。

(人権施策基本方針)

第4条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権が尊重される社会づくりの基本理念
- (2) 人権意識の高揚を図るための施策に関すること。
- (3) 相談支援体制の整備に関すること。
- (4) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。

(5) その他人権施策を推進するために必要な事項

- 3 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ滋賀県人権施策推進審議会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、人権施策基本方針を定めたときは、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、人権施策基本方針を変更する場合について準用する。
- 6 知事は、人権施策基本方針に関する施策の実施状況について、毎年度、滋賀県人権施策推進審議会に報告するものとする。

(人権施策基本方針との整合)

第5条 県は、県行政のあらゆる分野における施策の策定および実施に当たっては、人権施策基本方針との整合に努めるものとする。

(滋賀県人権施策推進審議会の設置)

第6条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、人権施策基本方針に関する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、人権が尊重される社会づくりに関する事項について調査審議する。
- 3 審議会は、人権が尊重される社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第7条 審議会は、委員18人以内で組織する。

- 2 委員は、人権に関し学識経験を有する者および県民から公募した者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則 （平成16年条例第38号抄）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成16年規則第66号で平成17年1月1日から施行）

10. 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。障害の有無にかかわらず、一人ひとりが基本的人権を享有し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現することは、私たち県民に課せられた責務である。

滋賀でそのような社会の実現を目指した先人は、福祉の実践の中で障害者の放つ命の輝きに社会を変えていく力があることを見だし、「この子らを世の光に」の言葉に代表される福祉の思想を遺した。この思想は時を経て滋賀の各地に広がり、更なる福祉の実践を生み出してきた。

一方で、滋賀ではかつて深刻な障害者虐待事案が発生し、その教訓を踏まえ障害者の権利利益の擁護に取り組んできたが、依然として人権侵害や生活上の制約を受けている障害者が存在する。さらに、人と人との絆が薄れつつある社会にあって、社会保障の狭間で困難な暮らしを余儀なくされ、また、周囲の無関心や無理解により孤立する人々が存在しており、共生社会の実現は道半ばにある。

障害者の権利に関する条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進しなければならないことを示すとともに、障害の社会モデルに立脚し、社会的障壁を取り除くことは社会の責務であることを示した。これは、福祉の実践を通じて社会を変えようとした滋賀の先人の思想に通じるものである。

私たちは、改めて障害を理由とする差別の解消を誓うとともに、先人の思想を道しるべとし、障害の有無にかかわらず、一人ひとりに社会を変革する命の輝きがあることを信じて、滋賀の地に県民の共感と連帯、そして協働による共生社会を実現することを決意し、ここに滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進ならびに障害者の自立および社会参加に向けた取組（以下「障害を理由とする差別の解消の推進等」という。）について基本理念を定め、ならびに県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害および社会的障壁により継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障害を理由とする差別 正当な理由なく障害または障害に関連する事由を理由として障害者に対して行う次に掲げる行為または合理的配慮を行わないことをいう。

ア 教育を行う場合において、次に掲げる取扱いをすること。

- (ア) その年齢および特性を踏まえた教育を受けることができるようにするための適切な指導および支援を行わないこと。
- (イ) 障害者およびその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）への意見聴取および必要な説明を行わず、またはこれらの者の意見を十分に尊重せずに、当該障害者を就学させるべき学校（同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）および特別支援学校（小学部および中学部に限る。）をいう。）を決定すること。
- イ 労働者を募集し、または採用する場合等において、次に掲げる取扱いをすること。
 - (ア) 障害者の応募または採用を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。
 - (イ) 賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について不利益な取扱いをすることまたは解雇すること。
- ウ 商品またはサービスを提供する場合において、これらの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
- エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、当該福祉サービスの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
- オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、意に反して同項に規定する施設もしくは同条第11項に規定する障害者支援施設に入所させようとし、または同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居に入居させようとするもの。
- カ 医療を提供する場合において、次に掲げる取扱いをすること。
 - (ア) 医療の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
 - (イ) 意に反して、長期間の入院による医療を受けることを強制し、または隔離すること。
- キ 不特定かつ多数の者が利用する建物その他の施設または公共交通機関において、これらの利用を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
- ク 不動産の取引を行う場合において、不動産の売却もしくは賃貸、賃借権の譲渡もしくは賃借物の転貸を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。
- ケ 県民が地域における活動を行う場合において、当該活動に参加することを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
- コ 情報の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
- サ 意思の表明を受けることを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
- シ アからサまでに掲げるもののほか、不利益な取扱いをすること。
- (4) 合理的配慮 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害者の家族、後見人その他の関係者が当該障害者に代わって行うものを含む。）があった場合において、当該障害者の性別、年齢および障害の状態に応じて行う社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組をいう。ただし、その実施に伴う負担が過重になるものを除く。
- (5) 障害の社会モデル 障害がある者が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方をいう。

（基本理念）

第3条 障害を理由とする差別の解消の推進等は、全ての県民が障害の有無にかかわらず基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられなければならないことを前提に、次に掲げる事

項を旨として行われなければならない。

- (1) 全ての障害者は、社会を構成する一員として、自らの意思によって社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (2) 全ての障害者は、どこで誰とどのように生活するかについて自らの意思によって選択する機会が確保され、地域において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (3) 全ての障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- (4) 全ての障害者は、障害者であることに加え、女性であること、高齢者であることその他の要因が複合することにより特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。
- (5) 障害および社会的障壁に係る問題は、全ての県民の問題として認識され、障害者と障害者でない者が共に学び合うことにより、その理解が深められること。
- (6) 障害を理由とする差別に関する紛争の防止または解決は、当事者間の建設的な対話による相互理解の下に図られること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

- 2 県は、県民および事業者に対して、障害、障害者および障害の社会モデル（以下「障害等」という。）に関する理解を深めるために必要な啓発活動を行うものとする。
- 3 県は、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策の策定および実施に当たっては、国、市町、県民および事業者と連携し、および協力するものとする。
- 4 県は、市町が障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策を策定し、および実施しようとするときには、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

（県民および事業者の責務）

第5条 県民および事業者は、基本理念にのっとり、障害等に関する理解を深めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策

第1節 障害を理由とする差別の禁止

第6条 何人も、障害を理由とする差別をしてはならない。

第2節 障害を理由とする差別に関する相談体制

（相談）

第7条 何人も県に対し、障害を理由とする差別に関する相談（以下「相談」という。）をすることができる。

2 県は、相談の申出があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 相談に応じ、必要な助言および情報の提供を行うこと。
- (2) 相談に係る当事者その他の関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

（障害者差別解消相談員）

第8条 知事は、前条第2項各号に掲げる措置に係る業務およびこれらに付随する業務を行わせるため、障害を理由とする差別の解消に関する識見を有する者を障害者差別解消相談員として委嘱することができる。

- 2 障害者差別解消相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(地域相談支援員)

第9条 知事は、障害者が相談をする際に、自らの意思を適切に表明するために必要な支援を行うことを、障害者の福祉の増進に関し、熱意と識見を有する者に委託することができる。

- 2 前項の規定により委託を受けた者（以下「地域相談支援員」という。）は、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後も、同様とする。

(研修の実施)

第10条 知事は、障害者差別解消相談員および地域相談支援員に対し、障害等に関する理解を深め、適切にその業務を行うことができるよう、必要な研修を実施するものとする。

第3節 あっせん等

(あっせんの申立て)

第11条 相談に係る事案（以下「相談事案」という。）の当事者は、障害者差別解消相談員に相談をしてもなお当該相談事案の解決が見込めないときは、知事に対し、当該相談事案の解決のためのあっせんを申し立てることができる。

- 2 相談事案の当事者である障害者の家族、後見人その他の障害者を保護する者は、前項の規定による申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが明らかに当該障害者の意に反すると認められるときは、この限りでない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、相談事案が次の各号のいずれかに該当するときは、あっせんを申し立てることができない。

(1) 行政庁の処分または職員の職務の執行に関するものであって、行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づく不服申立てまたは苦情申立てをすることができるものであるとき。

(2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するものであるとき。

(3) 過去に前2項の規定によるあっせんの申立てがされたことがあるものであるとき。

(あっせん)

第12条 知事は、前条第1項または第2項の規定によるあっせんの申立てがあったときは、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会にあっせんを求めるものとする。

- 2 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会は、前項の規定によるあっせんの求めがあったときは、当該あっせんの求めに係る相談事案（以下「対象事案」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あっせんを行うものとする。

(1) あっせんの必要がないと認めるとき。

(2) その性質上あっせんを行うことが適当でないとき。

- 3 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会は、あっせんのために必要があると認めるときは、対象事案の当事者（前条第2項の規定によりあっせんを申し立てた者を含む。以下同じ。）その他の関係者に説明を求め、もしくはその意見を聴き、または必要な資料の提出を求めることその他の必要な調査を行うことができる。

- 4 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会は、対象事案の解決のため必要なあっせん案を作成し、これを対象事案の当事者に提示することができる。

- 5 あっせんは、次の各号のいずれかに該当したときは、終了する。

(1) あっせんにより対象事案が解決したとき。

(2) あっせんによっては対象事案の解決が見込めないと認めるとき。

- 6 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会は、第2項の規定によりあっせんを行わないこととしたとき、または前項の規定によりあっせんを終了したときは、その旨を知事に報告するものとする。

(勧告)

第13条 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会は、知事に対し、次の各号のいずれかに該当する者に対して障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することを求めることができる。

- (1) 正当な理由なく、前条第3項の調査を拒み、妨げ、または忌避した対象事案の当事者
 - (2) 前条第3項の調査に対し、虚偽の説明をし、または資料の提出をした対象事案の当事者その他の関係者
 - (3) 前条第4項の規定によりあっせん案が提示された場合において、正当な理由なく、あっせん案を受諾せず、または受諾したあっせん案に従わない対象事案の当事者
- 2 前項の規定による勧告の求めがあった場合において、知事は、必要があると認めるときは、当該勧告の求めに係る者に対して、障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第14条 知事は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第4節 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会

(滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会)

第15条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する事項を調査審議するものとする。
- 3 委員会は、前項の調査審議を行うほか、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
- 4 委員会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会の機能を併せて有する。

(委員会の組織等)

第16条 委員会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、障害者、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 6 専門委員は、障害者、当該専門の事項に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 7 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 8 委員および専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、

同様とする。

9 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

10 前各項に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 障害者の自立および社会参加に向けた取組に関する施策

(普及啓発等)

第17条 県は、障害等に関する県民および事業者の理解を深めるとともに、障害等に関する理解の不足から生じる社会的障壁を除去することができるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 障害等に関する知識の普及および啓発のために必要な施策

(2) 障害者と障害者でない者が共に学び合う機会の充実を図り、およびその相互理解を促進するために必要な施策

(学校教育における理解の促進等)

第18条 県は、学校教育において障害等に関する理解を深めることができるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、共生社会を実現する上で学校教育が果たす役割の重要性に鑑み、障害者と障害者でない者が共に学び、障害の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう必要な支援体制の整備および充実に努めるものとする。

(就業の機会の確保等)

第19条 県は、障害者の多様な就業の機会を確保するため、個々の障害者の意向および特性に応じた就業の場の開拓その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障害者の職場への定着を促進するため、関係機関と連携し、就業に伴う日常生活上の支援その他の必要な支援を行うものとする。

(住環境の整備)

第20条 県は、障害者が地域において安定した生活を営むことができるよう、県営住宅（滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和34年滋賀県条例第31号）第2条第1号に規定する県営住宅をいう。）への入居において特別の配慮を行うほか、住環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動等の推進)

第21条 県は、障害者が文化芸術活動、スポーツ等に参加する機会を確保することその他の障害者の文化芸術活動、スポーツ等の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(災害時における支援)

第22条 県は、災害時における障害者に対する情報の迅速かつ的確な伝達の方法および避難所（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第33条の2第1項第1号に規定する避難所をいう。）における障害者の円滑な利用の確保その他の障害者の災害時における支援について、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(選挙等における配慮)

第23条 県は、法律または条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査または投票において、障害者が円滑に投票できるようにするための取組を促進するため、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(意思疎通等の促進)

第24条 県は、障害の特性に応じた言語（手話を含む。）その他の意思疎通ならびに情報の取得および利用のための手段による意思疎通等の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

第4章 雑則

(財政上の措置)

第25条 県は、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(規則への委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第27条 第8条第2項または第16条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2章の規定は、同年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第8条第1項の規定による障害者差別解消相談員の委嘱、第9条第1項の規定による地域相談支援員への委託および第16条第2項の規定による委員会の委員の任命に関し必要な行為は、前項ただし書に規定する規定の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

(検討)

- 3 知事は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行状況および障害者の差別の解消に関する法制の整備の動向等を勘案し、障害の範囲を含め、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前項の検討に当たっては、委員会の意見を聴くものとする。

11. 民生委員・児童委員制度の沿革

済世顧問制度の創設（大正6年）

民生委員制度は、平成29年に創設100周年を迎えた歴史と実績を有する制度であり、わが国の社会福祉事業において重要な役割を担ってきました。その発端をなしたのは、大正6年岡山県に創設された済世顧問制度です。済世顧問制度は、当時の岡山県知事笠井信一氏が創始したもので、民間の篤志奉仕者の活動により、生活困窮者に対し、精神上、物質上の両面から援護指導を行い、個人および社会の福祉向上を目的とするものでした。

方面委員制度の創設（大正7年）

翌大正7年には、大阪府に方面委員制度が創設されました。これは、当時の大阪府知事の林市蔵氏が、民衆の生活の安定をはかるためには、窮民の実情を平素から十分調査し、適切な相談相手となり更生の指導を行う機関が必要であると考え、一定の区域ごとに篤志家を求め、それを組織して制度としたものでした。

このような制度の背景となった当時の社会情勢は、第一次世界大戦後の経済恐慌によりきわめて不安定な状態であり、両制度はこうした社会を反映して必然的に生まれたということが言えます。

滋賀県保導委員制度（大正10年）

そして両制度は、防貧と救貧の制度として他府県にも次々と波及していきました。本県においても、大正10年2月に滋賀県保導委員設置規程が公布され、各市町村に保導委員が配置されることにより、住民の生活の安定や就業斡旋、児童の保護等が行われました。しかし、このようにして広がっていった類似の制度は、各府県において独自に発展していったものであったため、全国的に統一した活動が求められ、保導委員は昭和3年7月に廃止され、方面委員制度が発足することになりました。

全国統一の方面委員制度の確立（昭和11年）

その後、昭和7年にわが国で最初の組織的な救貧法としての救護法が実施されると、方面委員は救護事務の補助機関としての活動もすることとなりました。そして、昭和11年に方面委員令が制定され、はじめて全国統一的な方面委員制度が確立しました。

方面委員から民生委員へ（昭和21年）

第二次世界大戦後の昭和21年、方面委員令に代わって民生委員令が施行され、名称も民生委員と改められました。同年、新しい理念のもとに施行された生活保護法において、民生委員は法施行の補助機関となり、さらに昭和22年、児童福祉法の施行により児童委員を兼務することになりました。翌昭和23年には民生委員法が施行され、制度として一応の完成がなされました。この間、民生委員が生活保護法等の補助機関として位置づけられたことにより、当初の民間篤志奉仕者としての性格は、より公的な色彩が強まることになりました。

民間奉仕者としての民生委員・児童委員（昭和25年）

しかし、戦後の社会福祉行政の進展に伴い、民生委員・児童委員は民間奉仕者としての本来の姿に立ちもどって活動すべきであるとする気運が高まり、昭和25年の生活保護法の全面改正の際、生活保護法の協力機関に置きかえられ、さらに昭和28年、民生委員法の一部改正により、民生委員・児童委員は「福祉事務所、その他関係行政機関の業務に協力すること」と規定され、公的社会福祉事業の協力者としての性格を明らかにされ、民間奉仕者としての本来の姿に戻りました。

このように民生委員・児童委員はいわば生活保護対策を中心とした訪問指導がその主要な活動でしたが、近年、少子高齢化の進行、家族形態の変化等により、住民の福祉需要も変化したことから、民生委員・児童委員活動においてもその実態は大きく様変わりしてきました。

地域福祉担い手としての民生委員（平成12年）

そして、平成12年6月に、利用者の立場に立った社会福祉制度の構築や地域福祉の推進を主な柱とする社会福祉事業法等の大幅な改正の一環として民生委員法も改められ、民生委員は、常に住民の立場に立って、相談援助を行う者であると規定され、地域福祉の担い手としての役割が明確に位置づけられました。

主任児童委員の法制化（平成13年）

また、平成13年12月には児童福祉法が改正され、近年の子育て不安や児童虐待問題の増加などの状況に対応するため、主任児童委員が法定化されるとともに、児童委員の職務が明確化されました。

今後の民生委員・児童委員の活躍にますます大きな期待がされているところです。